

## CGS研究会（第3期）における「今後の検討課題」（案）

本研究会においては、今般の「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」の改訂に反映された内容以外に、今後の検討課題となりうるものとして、以下のような議論が行われた。

### （コーポレートガバナンスの在り方）

- 機関設計のほか、業種やフェーズ等によっても企業毎に状況が大きく異なるなか、ガイドラインやコードで統一的な在り方を示すということが良いのか。
- ケースバイケースの要素も強いため、望ましい事例を提示するのみでなく、個別の失敗事例から、取締役会が上手く機能しなかった背景や改善点などについて学べるようにすることが重要ではないか。

### （機関設計）

- 現行の指名委員会等設置会社制度は、取締役会において社外取締役を過半数確保することが難しい時代にできたものであり、委員会における決定を取締役会が覆すことはできない。近年の状況を踏まえれば、欧米同様、取締役会に最終的な決定権限を委ねることや、機関設計の選択肢を海外から見ても分かりやすいシンプルなものにすることを検討しても良いのではないか。

### （取締役会）

- 社外取締役を取締役会の過半数とし、グローバルスタンダードを目指していくべきではないか。また、過半数が社外取締役となると、取締役会にて個別の業務執行を決定するプラクティスや任意の委員会の必要性なども変わる可能性がある。このように構造が変わるとき、ガバナンスの在り方はどのようにあるべきか。

- 社外取締役の多様性を高めつつ、取締役会の人数の肥大化を防ぐ中にあって、取締役会における社内取締役の数をいかに絞るかは、日本では乗り越えられていない重要な課題ではないか。

#### (社外取締役)

- 社外取締役の質を向上させるために、取引所、団体、民間企業など様々な主体が e-learning も含め研修プログラムを提供しているが、社外取締役やその候補者が幅広く受講できる研修コンテンツ（失敗事例を含む社外取締役としてのあり方に関するケーススタディ等）を充実させていく必要があるのではないか。
- 社外取締役の株主共同の利益に対する中立性が疑われるような場合、独立性基準において、より厳しくみていくべきではないか。
- 社外取締役には独立性基準に加え、適格性基準が必要ではないか。適格性としては、法務・コーポレートファイナンスの知識といった基礎知識に加え、監督者としての役割・資質も求められるのではないか。
- 社外取締役が兼務している会社の間で取引関係があるような場合については、利益相反の問題がありうるため、事業上の支障がないか等について、事前に会社と協議・相談すべきことがより意識される必要があるのではないか。

#### (責任追及の在り方)

- 現行の会社法上、業務執行取締役等である取締役は、責任限定契約の対象から除かれているが、今後、責任限定契約の対象の拡大や、より広く、訴訟委員会制度等を含めた責任追及の在り方について、検討する必要はないか。

#### (資本市場)

- 日本では「実質株主」を確認できる制度が無いが、例えば、一定割合以上の株式または議決権を保有する株主への質問権創設、パブリックキャン

ページの際の各種透明性向上など、株主側の透明性の向上が必要ではないか。

- 日本では事例の少ない議決権種類株式の活用につき、企業における中長期的な戦略実現や資本市場活性化の観点、長期保有株主を優遇する観点から、検討していくことも必要ではないか。